

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成30年6月4日(月) 午前9時30分～午前10時10分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	欠	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第14号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第15号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について  
(農地中間管理権の設定に関するもの)

## 5. 議案の内容

下記のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第3回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日、小野委員さんは欠席です。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は5番 片山委員さんと、7番 平井 康夫委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 <u>13</u> 号から議案第 <u>16</u> 号の <u>4</u> 議案です。</p>
議 長  事 務 局	<p>議案第 <u>13</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>4</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  美川地区 推進委員	<p>事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>3筆とも、譲受人の自宅の裏側の畑になります。以前より、譲受人が耕作されていた畑をこの度、譲り受けるという事ですので、問題はないと思います。</p>
議 長  三谷地区 推進委員	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子です。息子さんに贈与されるという事ですので、問題はないと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は譲受人の叔母様になります。譲渡人は県外におられ、ご家族に農業をする方もいらっしゃらないそうです。この度、譲受人が耕作をされるという事で贈与されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>昔から譲受人が耕作をされていまして、ずっとご自分の土地だと思われていたそうです。</p> <p>所有権移転をされますが、現在も適正に管理をされていますので、問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>議案第 <u>14</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  3 番委員	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>転用目的は墓地に使用するという事です。 既存の墓地のある場所は不便なので、自宅の近くに墓地を新たに作りたいという事です。 周囲の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>15</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号6番は、井原線矢掛駅から約100mに位置するため第3種農地としております。 事案番号7番から10番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
5 番委員	この土地は、譲渡人が体調を崩された数年前から耕作されておらず、保全管理の状態です。譲受人の医院の駐車場は、数台分ありますが足りない状況です。この度、医院の近くのこの土地を買われ、駐車場に使用したいという申請です。周辺の農地の耕作に影響はなく、排水路もありますので問題はありません。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3 番委員	譲受人と譲渡人は隣近所です。譲受人の自宅に入る進入路の幅が 2 m と狭い為、3 m 幅に広げるとい計画ですが、既に拡張されていしたので、始末書をつけて申請されています。周辺の土地には影響はありません。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番は、互いに関連がありますので、一括審議します。地元委員さんの意見をお願いします。

小田地区 推進委員	<p>事案番号 8 番から 10 番は、譲渡人がおひとりの方で、譲受人が 3 名いらっしゃいます。</p> <p>8 番は、町外から移住してこられた譲受人が自己住宅に転用されます。</p> <p>9 番は、3 名の共有名義で進入路に転用します。既存の進入路も 3 名の共有名義でされていますが、新築する家の進入路としては建築確認がこの道幅ではとれないという事で今回進入路の確保を行っています。</p> <p>10 番は、譲受人が露天駐車場 3 台分に転用します。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
9 番委員	<p>事案番号 9 番の進入路の反対側は、農地で残るのですか。</p>
事 務 局	<p>はい、畑として残ります。</p> <p>管理はしていくと言われていました。</p>
9 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番から <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長  事 務 局	<p>議案第 <u>16</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 130) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第 130 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>

議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
9 番委員	今年から作付できる状態ですか。
事 務 局	はい。
7 番委員	全て無償ですか。
事 務 局	はい、そうです。
議 長	他にご意見はございませんか。  (異議なし)  異議がございませんので、議案第 16 号について、計画書どおり決定いたします。
議 長	<b>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番委員	1 番から 17 番は、ほ場整備後、中間管理機構をとおして契約をする為、解約します。
川面地区 推進委員	18 番は、先ほどの 4 条の転用申請をする為の解約です。
中川地区 推進委員	19 番から 21 番は、借受人がご高齢で健康上の都合により耕作が困難になられたようです。規模縮小で借りている土地を返す為に解約されます。 次の耕作者は決まっています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。